

意　見　書

今回の直接請求に係る市川市平和無防備条例（案）（以下「条例案」という。）は、日本国憲法の平和主義の理念、政府の掲げる非核三原則、ジュネーブ条約などの国際人道法及び本市の核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、無防備地域宣言を行うことにより、住民の平和と安全を保障することを目的としており（第1条）、その目的を達成するため、市民の平和的生存権（第3条）、無防備地域宣言（第4条）、市の責務（第5条）、平和事業の推進（第6条）等を定めるというものである。

条例案の中心となる「無防備地域宣言」については、ジュネーブ諸条約第Ⅰ追加議定書第59条第2項において、「紛争当事者の適当な当局は、

- (1) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
- (2) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
- (3) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
- (4) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

という要件のすべてを満たす地区であって、敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。」と規定されていることから、この宣言を行うためには、これらの要件のすべてを満たす必要があるが、戦闘員の撤退、移動可能な兵器及び軍用設備の撤去並びに軍事施設の使用は、国の権限に属するものであり、そもそも本市はその権限を有していないため、これらの要件のすべてを満たすことができない。

さらに、この宣言に關し、國は、「当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち、我が國においては、國において行われるべきものであり、地方公共団体が当該宣言を行うことはできないものである。」とし、「たとえ特定の都市が宣言したとしても、それはジュネーブ諸条約第Ⅰ追加議定書において規定されている宣言にはあたらない。」との見解を示している。

したがって、仮に、本市が無防備地域宣言を行ったとしても、ジュネーブ諸

条約第Ⅰ追加議定書第5・9条第1項の規定による攻撃が禁止される地区としての特別の保護を受けることはできないものであり、何ら実効性を有するものではない。

また、地方自治法第14条第1項では、法令に違反しない限りにおいて地方公共団体の権限に属する事務に関して条例を制定することができるとされていることから、地方公共団体の事務に属さないと考えられる「無防備地域宣言」について条例を制定することは、同法に抵触するおそれがある。

以上のとおり、条例案は、実効性が認められないとともに、地方自治法に抵触するおそれがあると考えられるため、この条例案の制定に賛成しかねるものである。

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、市民の平和と安全を確保することは、国及び地方公共団体の最も重要な責務であって、本市としては、新たな制度を定めるのではなく、今後とも、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市の責務として、平和事業や国際交流などに取り組み、市民一人ひとりに平和の願いとその尊さを訴え、広く人々に平和を希求する心がはぐくまれるよう、さまざまな施策、事業の推進に積極的に努力したいと考える。

平成18年5月31日

市川市長 千葉 光行